墨　田　区　告　示　第５１５号

下記の者に係る区税に係る書類は、その住所、居所、事務所及び事業所がともに明らかでなく、送達することができないため、地方税法第２０条の２及び墨田区特別区税条例第６条の規定に基づき、公示する。

なお、本書類は、区民部税務課に保管しているので、送達を受けるべき者の申出があった場合は、いつでもこれを交付する。

令　和　　８年　　１１月　　１７日

墨田区長　　山　　本　　亨

記

	管理番号	氏名	備考
１	１－３	中本　愛美	国税徴収法による通知

【担当】

墨田区区民部税務課

03‐5608‐6146